特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	老人施設入所に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、老人施設入所に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

平成27年6月26日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	老人施設入所に関する事務					
②事務の概要	養護老人ホームは、経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の自立者を入所させ、擁護する事を目的とする施設であり、入居の申込み受付は、施設でなく市町村にて行っている。 入所費用については、入所本人及び扶養義務者の所得によって決定される。					
③システムの名称	老人施設入所システム					
2. 特定個人情報ファイル:	8					
1. 養護老人ホーム入所者ファ	イル、2. 養護老人ホーム収入申告ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 41項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 「実施しない」 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条別表第二 61項、62項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉課					
②所属長	健康福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel0966-23-3111					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					

山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 160966-23-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成27年3月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成2	7年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明